

一般財団法人秋田県建築住宅センター

住宅性能証明書発行業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人秋田県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する一般財団法人秋田県建築住宅センター住宅性能証明書発行業務に係る料金について、必要な事項を定める。

(料金)

第2条 住宅性能証明書発行業務要領（「業務要領」という。）第18条に規定する住宅性能証明書発行業務の料金は、申請一件につき、次に掲げる額とする。

【単位：円】

住宅の区分	証明基準	料金（税込価格）	
住宅の新築 又は新築住宅の取得	断熱等性能等級5 及び一次エネルギー消費量等級6以上の場合 (現場検査2回)	図面審査が省略できる場合※1	49,500
		上記以外の住宅	77,000
	耐震等級2以上の場合 (現場検査3回)	図面審査が省略できる場合※1	71,500
		上記以外の住宅	99,000
	高齢者等配慮対策等級3以上の場合 (現場検査2回)	図面の審査が省略できる場合※1	49,500
		上記以外の住宅	77,000

※1 「図面審査が省略できる場合」とは、設計住宅性能評価書（建設住宅性能評価を行わない住宅に限る）、BELS 評価書又はフラット 35S 適合証明書等（いずれも証明基準に適合している場合）を取得している場合並びに住宅証明申請と併せてこれらの申請等がされる場合をいう。

※2 共同住宅の場合は、別途見積りとする。また、限界耐力計算等の特別な計算方法による戸建て住宅の場合も別途見積りとする。

※3 証明書の再発行は申請一件につき 3,300 円（税込価格）とする。

- 2 業務要領第6条第2項に基づく住宅性能証明の再申請の料金は、変更内容により定めることができるものとする。
- 3 業務要領第9条に基づく住宅性能証明申請の取下げにより、業務要領第11条又は第17条の現場審査の一部又は全部を実施しない場合、当該現場審査に係る料金を返還するものとし、返還額は別表1に定める。なお、既存住宅、増改築等においては、料金の返還は行わないものとする。

(料金の減額)

第3条 住宅事業者等が、次に該当する新築住宅については、前条第1項の住宅の新築又は新築住宅の取得にかかる料金を減額できるものとする

- 1 センターが行う他業務の検査と併せて現場審査を実施できると認められるときは11,000円/件(税込価格)を減額する。

附則 この規程は、平成25年8月15日より施行する。

この改定規程は、平成26年4月1日より施行する。

この改定規程は、平成27年6月1日より施行する。

この改定規程は、令和3年4月1日より施行する。

この改定規程は、令和6年5月10日より施行する。

(別表1)

住宅の区分	証明基準	返還額 (税込価格)	
住宅の新築 又は新築住 宅の取得	断熱等性能等級5 及び一次エネルギ ー消費量等級6以 上の場合 (現場検査2回)	図面審査終了時点	44,000
		中間検査終了時点	22,000
	耐震等級2以上の 場合 (現場検査3回)	図面審査終了時点	66,000
		配筋検査終了時点	44,000
		中間検査終了時点	22,000
	高齢者等配慮対策 等級3以上の場合 (現場検査2回)	図面審査終了時点	44,000
		中間検査終了時点	22,000